

平成28年3月16日

## 平成28年度の測量・建設コンサルタント業務に係る 入札制度等の見直しについて お知らせ

岡山県土木部

岡山県の測量・建設コンサルタント業務に係る入札制度等について、次のとおり見直しを行い、平成28年4月から実施しますので、お知らせします。

### I 委託業務に配置する技術者の資格の強化

土木工事に係る委託業務に配置する技術者の資格の追加については平成27年4月1日より実施しているところですが、平成28年4月1日以降に指名通知を行う業務から、設計金額が5百万円以上の委託業務について、業務ごとに配置する主任技術者及び照査技術者に必要な資格等を、別紙のとおり求めることとします。

資格要件	旧	新
対象とする技術者	・ 設計業務及び地質・土質調査業務における、主任技術者及び照査技術者 ・ 測量業務における照査技術者	
当初設計金額	1千万円以上	5百万円以上

### II 最低制限価格制度

平成28年4月1日以降に指名通知を行う業務から、最低制限価格の設定水準を見直します。

#### 岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>) から → 画面左上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

#### 【問合せ先】

入札制度等の見直しについて  
土木部技術管理課技術指導班  
TEL 086-226-7460

## 土木工事に係る委託業務の技術者の資格要件の強化

土木工事に係る下記の業務について、技術者の資格要件を定めます。  
 なお、個別業務で追加の技術者資格を求める場合があるため、受注に必要な資格については、個別の特記仕様書を確認願います。

業務の種類	設計金額	主任技術者	照査技術者
測量業務	5百万円以上	・測量士	・同左
	5百万円未満		・照査を行うに必要な能力と経験を有する技術者
設計業務	5百万円以上	・技術士 ・技術管理者 ・RCCM ・土木学会認定上級土木技術者	・同左
	5百万円未満	・技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者	・照査を行うに必要な能力と経験を有する技術者
地質・土質調査業務	5百万円以上	・技術士 ・技術管理者 ・現場管理者 ・地質調査技士 ・RCCM ・土木学会認定上級土木技術者	・同左
	5百万円未満	・技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者	・照査を行うに必要な能力と経験を有する技術者
用地調査等業務	問わない	・当該業務の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する技術者 ・当該業務の主たる補償業務に関する補償業務管理士 ・発注者が上記の者と同等の知識及び能力を有すると認めた者	・主任技術者と同等の能力と経験を有する者
現場技術業務	問わない	・1級土木施工管理技士取得後5年 ・技術士 ・技術管理者 ・RCCM ・土木学会認定1級土木技術者	

※本業務において資格名称に関する必要な資格は次のとおりとする。

資格名称	必要な資格
測量士	測量法に基づく測量士の有資格者
技術士	技術士法に規定する技術士(業務に該当する、技術士法第四条第一項の技術部門)
技術管理者	建設コンサルタント登録規程により登録された技術管理者 (なお、地質・土質調査業務にあつては、地質調査業者登録規程により登録された技術管理者を含む)
現場管理者	地質調査業者登録規程により登録された現場管理者
地質調査技士	(一社)全国地質調査業協会連合会により登録された地質調査技士
RCCM	(一社)建設コンサルタンツ協会により登録されたシビルコンサルティングマネージャー
土木学会認定技術者 (上級、1級)	(公社)土木学会が認定する土木技術者 ・土木学会認定上級技術者(特別上級技術者及び上級技術者) ・土木学会認定1級技術者(特別上級技術者、上級技術者及び1級技術者)
補償業務管理士	(一社)日本補償コンサルタント協会の「補償業務管理士研修及び検定試験実施規定」第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者